平成19年度 公立大学法人首都大学東京の財務諸表の概要について(素案)

1 公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)の財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)

- (1)法人は、毎事業年度終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成19年度財務諸表等の概要及び相互関連図

()は18年度 (単位:億円)

借対照表 損益計算書 キャッシュフロー計算書 行政サービス実施コスト計算書 (期末日の財政状態) (会計期間の運営状況) (都民負担に帰すべきコスト集約) (会計期間の活動区分別資金の流れ) 《資産》 《負債》 《支出》 《収入》 《運営費交付金 運営費交付金 8 3 4 165 4 8 0 等に基づく収益 4 3 6 等に基づく収 (830)(147)以外の収益》 (245)(257)益以外の収益 6 7 固定負債 (内数) 67 利益剰余金の内訳 (60)(内数)106(92) (60)流動負債 業務活動 業務活動 (内数) 59(55) (内数)180 (内数)210 積立金 (230)(172)《経常費用》 《経常収益》 (内数) 12 《費用》 《行政サービス 投資活動 投資活動 実施コスト》 196 固定資産 《資本》 (内数)291 207 195 (内数)226 (内数)729 (190)191 669 (67)(27)(207)(186)(745)(198)(683)財務活動 目的積立金 現金及び 資本金 (内数) (内数) 37 運営費交付金 預貯金を (内数)715 (6)(23)収益 除〈流動資産 (715)(内数)132 (内数) 84 資本剰余金 (139)(20)(内数) 108 資産見返 (82) 当期 負債戻入 (+ +) 未処分利益 (内数) 8 (8) 6 2 《当期総利益》 《期首残高》 (内数) 13 (68)利益剰余金 《期末残高》 現金及び預貯金 13 (21) 6 5 (53) (21)(内数)62(50) 2 1 (65) (内数)21(65) 0.5 (4) ··. 0.2 (4) 《積立金取崩額》 損益外減価償却費相当額 4 0 (42) 1.06 (0.12) 引当外退職給付増加見積額 1 (1) 《臨時損失》 《臨時利益》 機会費用 2 3 (26)

